

株主各位

神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号

**株式会社トリドール**

代表取締役社長 栗田 貴也

## 第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
  2. 場 所 神戸市中央区港島中町六丁目10番1号  
神戸ポートピアホテル 本館地下1階「偕楽の間」  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
  3. 会議の目的事項  
報告事項
    1. 第26期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第26期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- |       |                            |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件                   |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件       |

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類および計算書類の注記につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.toridoll.com/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知添付書類に記載されている連結計算書類および計算書類は、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
3. 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.toridoll.com/>) において、修正後の事項を記載させていただきます。

(添付書類)

# 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済政策や日銀の金融緩和により、企業収益や雇用情勢の改善など景気は緩やかな回復基調で推移しましたが、年初からの円高傾向や株価の低迷、海外経済の動向等、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

外食業界におきましては、引き続き、高付加価値商品が支持されたことに加え、メニュー改訂に伴う価格改定等もあり、全体の客単価は上昇する一方で、業界の垣根を越えた激しい競争は依然として続いております。

このような環境のもと、当社グループでは、利益重視の経営方針に基づき、国内におきましては、積極的な商品施策や全国におけるテレビCMの放映等による認知度および顧客満足度の向上など、収益の拡大に向けた施策を実施してまいりました。

また、海外におきましては、企業買収や新規出店を継続すると共に進出国の市場を見極め不採算店の閉店等を実施することにより海外事業の採算性の改善に向け取り組んでまいりました。

当連結会計年度におきましては、「丸亀製麺」を8店舗、「とりどーる」を2店舗出店したほか、カフェなど新たな業態の展開を進めるなど、その他の業態で14店舗（うち、FC等（注1）1店舗）を出店いたしました。

海外におきましては、収益性を重視しつつも積極的な展開を継続し、直営店14店舗を出店したほか、FC等については、出店等により143店舗（子会社等の増加による84店舗含む）増加するなど規模を拡大してまいりました。

この結果、当社グループの当連結会計年度末の営業店舗数は前連結会計年度末に比べ142店舗（うち、FC等138店舗）増加（注2）して1,092店舗（うち、FC等210店舗）となりました。

当連結会計年度における業績につきましては、売上収益は955億87百万円（前期比9.5%増）と引き続き高成長を維持し、営業利益は87億33百万円（前期比109.2%増）、税引前利益は81億17百万円（前期比124.6%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は52億12百万円（前期比163.0%増）と大幅増益となりました。

また、EBITDAは117億51百万円（前期比50.2%増）、調整後EBITDAは127億99百万円（前期比27.8%増）となりました。（注3）

（注1）当社または当社の子会社による直営店舗以外の店舗を「FC等」といいます。

（注2）店舗数の増減には、直営店舗からFC等店舗への変更（3店舗）は含めておりません。

(注3) 当社グループの業績の有用な比較情報として、当期からEBITDA及び調整後EBITDAを開示しております。

EBITDAは、営業利益から非現金支出項目（減価償却費及び償却費）等の影響を除外しております。

また、調整後EBITDAは、EBITDAから減損損失及び非経常的費用項目（株式取得に関するアドバイザリー費用等）の影響を除外しております。

EBITDA及び調整後EBITDAの計算式は以下のとおりです。

- ・ EBITDA＝営業利益＋その他の営業費用－その他の営業収益＋減価償却費及び償却費
- ・ 調整後EBITDA＝EBITDA＋減損損失＋非経常的費用項目

当社グループは、海外展開の積極化による事業成長を踏まえたマネジメント・アプローチのもと、「その他」に含めていました「海外事業」を区分し、当連結会計年度より報告セグメントを変更しております。このため、前期比については、前連結会計年度の数値を報告セグメント変更後の数値に組み替えて比較を行っております。

事業のセグメント別の業績は、次のとおりであります。

#### 丸亀製麺（セルフうどん業態）

丸亀製麺では、ロードサイド1店舗、ショッピングセンター内7店舗の計8店舗を出店し、12店舗を閉店したことにより、当連結会計年度末の営業店舗数は775店舗となりました。

この結果、売上収益は824億23百万円（前期比6.8%増）となり、セグメント利益は129億43百万円（前期比22.5%増）となりました。

#### とりどる（焼き鳥ファミリーダイニング業態）

とりどるでは、2店舗を出店し、3店舗を閉店したことにより、当連結会計年度末の営業店舗数は18店舗となりました。

この結果、売上収益は23億39百万円（前期比5.6%増）となり、セグメント利益は1億56百万円（前期比252.7%増）となりました。

#### 丸醬屋（ラーメン業態）

丸醬屋では、1店舗を閉店したことにより、当連結会計年度末の営業店舗数は13店舗となりました。

この結果、売上収益は9億89百万円（前期比0.2%減）となり、セグメント利益は1億18百万円（前期比35.3%増）となりました。

#### 長田本庄軒（焼きそば業態）

長田本庄軒では、2店舗を閉店したことにより、当連結会計年度末の営業店舗数は12店舗となりました。

この結果、売上収益は8億53百万円（前期比4.2%減）となり、セグメント利益は78百万円（前期比65.6%増）となりました。

#### 海外事業

海外事業では、157店舗（うち、FC等143店舗）を出店し、16店舗（うち、FC等6店舗）を閉店したこと等により、当連結会計年度末の営業店舗数は243店舗（うち、FC等209店舗）となりました。

この結果、売上収益は62億55百万円（前期比55.2%増）となり、セグメント利益は4億36百万円（前連結会計年度はセグメント損失6億20百万円）となり、前連結会計年度と比較して大幅に増収増益となりました。

#### その他

その他では、14店舗（うち、FC等1店舗）を出店し、5店舗を閉店したことにより、当連結会計年度末の営業店舗数は31店舗となりました。

なお、その他には「まきの」、「コナズ珈琲」、「ラナイカフェ」等が含まれております。

この結果、売上収益は27億28百万円（前期比37.5%増）となり、セグメント損失2億96百万円（前連結会計年度はセグメント損失2億13百万円）となりました。

### (2) 設備投資の状況

当社グループは、販売拡大を目的として店舗展開のための設備投資を継続的に実施しております。

当連結会計年度は、国内におきましては、丸亀製麺で8店舗（ロードサイド1店舗、ショッピングセンター内7店舗）、とりどーるおよびその他で15店舗の、計23店舗を直営店にて出店いたしました。

また、海外におきましては、台湾、韓国その他の国で14店舗を直営店にて出店いたしました。

### (3) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はございません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、主力業態である「丸亀製麺」を中心に好調な業績を維持してまいりましたが、より一層の飛躍のため、以下の課題について積極的に取り組み、複数の成長軸をもって業容の拡大を図ってまいります。

##### ① 国内基盤の更なる強化、収益性の向上

QSCの維持・向上、教育の充実等により既存店の強化を図ると共に、新業態の開発と店舗展開により、新たな成長軸を設け、更なる事業の安定化を目指してまいります。

また、人的効率の改善等の経費削減策を実施すること等により収益性の向上を図ってまいります。

(注) QSCとは、飲食店における重要なキーワードで、Q:クオリティー（品質）、S:サービス、C:クリンリネス（清潔さ）を意味します。

##### ② マルチポートフォリオ戦略による海外展開の積極化

積極的に海外に出店し、地域の食文化に対応したマルチポートフォリオ戦略で展開を図ってまいり所存ですが、海外事業においては進出国の許認可制度や不動産取引に関する商習慣などの影響によって、工期の延長、出店日の遅れを招くことも想定されます。

今後につきましては、出店立地の厳選、ノウハウの蓄積による効率的運営等を推し進め、海外事業のリスクを低減し収益性の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産および損益の状況

区 分	日本基準			
	第 23 期 平成25年 3 月期	第 24 期 平成26年 3 月期	第 25 期 (ご参考) 平成27年 3 月期	第 26 期 (当連結会計年度) 平成28年 3 月期
売 上 高(百万円)	70,906	78,318	87,294	—
経 常 利 益(百万円)	6,910	4,924	6,994	—
当 期 純 利 益(百万円)	3,247	849	2,640	—
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	82円70銭	21円61銭	65円06銭	—
総 資 産(百万円)	45,105	49,556	56,372	—
純 資 産(百万円)	14,978	15,529	23,393	—

  

区 分	国際会計基準 (IFRS)			
	第 23 期 平成25年 3 月期	第 24 期 (ご参考) 平成26年 3 月期	第 25 期 平成27年 3 月期	第 26 期 (当連結会計年度) 平成28年 3 月期
売 上 収 益(百万円)	—	78,318	87,294	95,587
税 引 前 利 益(百万円)	—	2,374	3,614	8,117
当 期 利 益(百万円) (親会社の所有者に帰属)	—	975	1,982	5,212
当 期 包 括 利 益(百万円) (親会社の所有者に帰属)	—	1,297	2,651	4,889
基本的 1 株当たり当期利益	—	24円81銭	48円84銭	120円56銭
資 産 合 計(百万円)	—	52,885	59,019	57,793
親会社の所有者に帰属 する 持 分(百万円)	—	18,074	25,302	29,989

- (注) 1. 第25期から、会社法計算書類規則第120条第1項の規定により、国際会計基準 (IFRS) に準拠して連結計算書類を作成しております。
2. ご参考として第25期の日本基準に準拠した諸数値および第24期のIFRSに準拠した諸数値を記載しております。  
なお、第25期の日本基準に準拠した諸数値については、会計監査人による監査を受けておりません。
3. 当社グループは従来、百万円未満を切り捨てして端数処理していましたが、第24期より百万円未満を四捨五入して記載しております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
TORIDOLL USA CORPORATION	3,300千米ドル	100%	レストラン経営等
TORIDOLL KOREA CORPORATION	4,910,000千ウォン	100%	レストラン経営等
東利多控股有限公司	240,788千香港ドル	100%	海外事業の統括管理
台湾東利多股份有限公司	52,500千台湾ドル	90%	レストラン経営等
GEORGE'S CORPORATION	1,250千米ドル	100%	レストラン経営等
TORIDOLL DINING CORPORATION	142米ドル	100%	持株会社
TORIDOLL DINING CALIFORNIA LLC	9,934千米ドル	100%	レストラン経営等
TORIDOLL KENYA LIMITED	42,000千シリング	90%	レストラン経営等
TDインベストメント株式会社	10百万円	100%	外食関連企業に対する投資及び融資
TORIDOLL CAMBODIA COMPANY LIMITED	100千米ドル	65%	レストラン経営等
NOM NOM ENTERPRISE LLC	564千米ドル	60%	レストラン経営等
WOK TO WALK FRANCHISE B.V.	18千ユーロ	60%	レストラン経営等
WOK TO WALK INTERNATIONAL, SOCIEDAD LIMITADA	51千ユーロ	60%	レストラン経営等
株式会社トリドル分割準備会社	10百万円	100%	レストラン経営等

(注) 1. 当連結会計年度に設立した子会社は次のとおりであります。

TDインベストメント株式会社

TORIDOLL CAMBODIA COMPANY LIMITED

株式会社トリドル分割準備会社

2. 当連結会計年度に取得した子会社は次のとおりであります。

NOM NOM ENTERPRISE LLC

WOK TO WALK FRANCHISE B.V.

WOK TO WALK INTERNATIONAL, SOCIEDAD LIMITADA

3. TORIDOLL KOREA CORPORATION、台湾東利多股份有限公司、TORIDOLL DINING CORPORATION、TORIDOLL DINING CALIFORNIA LLC、TORIDOLL KENYA LIMITED、TORIDOLL CAMBODIA COMPANY LIMITEDおよびNOM NOM ENTERPRISE LLCは、東利多控股有限公司を通じての間接所有となっております。



(7) 主要な事業内容

セグメント	業 態	事 業 内 容
丸 亀 製 麵	セルフうどん	本物のうどんのおいしさを、セルフ形式で提供する讃岐うどん専門店で、各店舗に製麺機を設置し、「打ちたて」、「ゆでたて」を実現し、オープンキッチンを採用し、お客様の目の前で調理を行うなど「できたて感」、「手づくり感」、「安心感」を感じていただける臨場感あふれる店舗です。  (想定平均顧客単価：500円前後)
と り ど ー る	焼き鳥ファミリーダイニング	焼鳥屋ならではの炭焼きのおいしさと臨場感を携えたファミリーダイニング型レストランで、ご家族・ご友人で食卓を囲みながら料理を取り分けて楽しんでいただける、こだわりの串をはじめ、揚げたての唐揚げや旨味たっぷりの釜飯など、豊富なメニューを取り揃えた店舗です。  (想定平均顧客単価：2,000円前後)
丸 醬 屋	ラ ー メ ン	特製醤油ダレに漬け込んだチャーシュー、メンマ、味付温泉玉子など、自家製にこだわったラーメンと自家製ぎょうざやチャーハンなどのセットメニューで好評をいただいているラーメン専門店です。  (想定平均顧客単価：800円前後)
長 田 本 庄 軒	焼 き そ ば	神戸・長田の味である「ぼっかけ」（牛スジとこんにゃくの煮込み）を使った「ぼっかけ焼きそば」を主力商品とし、厳選した小麦粉とたっぷりの玉子を使ったこだわりの中太麺を店内で製麺する焼きそば専門店です。  (想定平均顧客単価：600円前後)
海 外 事 業	海 外 に お け る 飲 食 事 業 全 般	28の国と地域で直営店およびFC等にて出店しております。
そ の 他	—	「まきの」、「コナズ珈琲」、「ラナイカフェ」などが含まれております。

(注) 「丸亀製麺」、「とりどーる」、「丸醬屋」、「長田本庄軒」及び「その他」に区分しておりましたが、海外展開の積極化による事業成長を踏まえたマネジメント・アプローチのもと、「その他」に含めていた「海外事業」を区分し、当連結会計年度より「丸亀製麺」、「とりどーる」、「丸醬屋」、「長田本庄軒」、「海外事業」及び「その他」のセグメント区分に変更しております。

(8) 主要な拠点等

① 本社 神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号

営業店舗 セグメント別・地域別の店舗数は以下のとおりです。

セグメント	地域別店舗数	
丸亀製麺	北海道	26店舗
	東北	39店舗
	関東	242店舗
	中部	154店舗
	近畿	156店舗
	中国	64店舗
	四国	21店舗
	九州	73店舗
小計	775店舗	
とりどーる	関東	2店舗
	近畿	16店舗
	小計	18店舗
丸醬屋	北海道	1店舗
	東北	1店舗
	関東	1店舗
	中部	1店舗
	近畿	6店舗
	四国	3店舗
	小計	13店舗
長田本庄軒	関東	5店舗
	近畿	6店舗
	九州	1店舗
	小計	12店舗
海外事業	海外FC等	243店舗
	小計	243店舗 (うち、FC等209店舗)

セグメント	地域別店舗数	
その他	北海道	2店舗
	関東	11店舗
	中部	2店舗
	近畿	11店舗
	中国	1店舗
	四国	1店舗
	九州	3店舗
小計	31店舗（うち、FC等1店舗）	
営業店舗合計	1,092店舗（うち、FC等210店舗）	

② 子会社

会社名	所在地	店舗数
TORIDOLL USA CORPORATION	ホノルル	2店舗
TORIDOLL KOREA CORPORATION	ソウル	9店舗
台湾東利多股份有限公司	台北	18店舗
GEORGE'S CORPORATION	ホノルル	1店舗
TORIDOLL DINING CALIFORNIA LLC	デラウェア	1店舗
TORIDOLL KENYA LIMITED	ナイロビ	2店舗
NOM NOM ENTERPRISE LLC	ロサンゼルス	1店舗
WOK TO WALK INTERNATIONAL, SOCIEDAD LIMITADA	バルセロナ	77店舗
営業店舗合計		111店舗

#### (9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
954名 [10,927名]	133名増 [399名増]	34.0歳	4.32年

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除いた就業人員であります。
2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間勤務換算による月平均人数）であります。
3. 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
4. 平均年齢および平均勤続年数は、当社単体の数値であります。

#### (10) 主要な借入先

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社みずほ銀行	2,159
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,155
株式会社三井住友銀行	2,155
株式会社山陰合同銀行	1,097

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 115,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 43,306,500株（自己株式9株が含まれております。）  
 (注) ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は135,700株増加しております。
- (3) 株主数 25,466名

### (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
粟 田 貴 也	13,782,000	31.82
有 限 会 社 テ ィ ー ア ン ド テ ィ ー	5,880,000	13.58
特定有価証券信託受託者 株式会社SMB C信託銀行	1,568,000	3.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,195,100	2.76
チェース マンハッタン バンク ジーティーエス クライアーツ ア カ ウ ン ト エ ス ク ロ ウ	828,443	1.91
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH C L I E N T S - U N I T E D K I N G D O M	820,000	1.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	785,100	1.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	485,000	1.12
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウ ント ジェイピーアール デ イ アイエスジー エフイーエイシー	455,652	1.05
C B N Y - G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	421,500	0.97

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況

平成24年6月28日開催の株主総会決議および取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額                    払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額                    1個につき140,200円
- ③ 新株予約権の行使条件
  - 1) 1個の新株予約権の一部行使は認めない。
  - 2) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社連結子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合、または、取締役会決議をもって特に認める場合はこの限りではない。
  - 3) 新株予約権者が、当社または当社連結子会社に対して何らかの不利益を与え処分等が決定された場合は権利を消失する。
  - 4) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
  - 5) 新株予約権の譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。
- ④ 新株予約権の行使期間                    平成27年6月28日から平成34年6月27日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

(平成28年3月31日現在)

	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	180個	普通株式 18,000株	2人
取締役(監査等委員)	45個	普通株式 4,500株	3人

平成27年6月26日開催の株主総会決議および取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額                    払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額                    1個につき195,200円
- ③ 新株予約権の行使条件
  - 1) 1個の新株予約権の一部行使は認めない。
  - 2) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社連結子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合、または、取締役会決議をもって特に認める場合はこの限りではない。
  - 3) 新株予約権者が、当社または当社連結子会社に対して何らかの不利益を与え処分等が決定された場合は権利を消失する。
  - 4) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
  - 5) 新株予約権の譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。
- ④ 新株予約権の行使期間                    平成30年6月26日から平成37年6月25日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

(平成28年3月31日現在)

	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	180個	普通株式 18,000株	2人
取締役(監査等委員)	45個	普通株式 4,500株	3人

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

平成27年6月26日開催の株主総会決議および取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき195,200円
- ③ 新株予約権の行使条件
  - 1) 1個の新株予約権の一部行使は認めない。
  - 2) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社連結子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合、または、取締役会決議をもって特に認める場合はこの限りではない。
  - 3) 新株予約権者が、当社または当社連結子会社に対して何らかの不利益を与え処分等が決定された場合は権利を消失する。
  - 4) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
  - 5) 新株予約権の譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。
- ④ 新株予約権の行使期間 平成30年6月26日から平成37年6月25日まで
- ⑤ 当社使用人への交付状況

(平成28年3月31日現在)

	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	交付者数
当社使用人	4,732個	普通株式 473,200株	666人



#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等

当社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	粟 田 貴 也	
専 務 取 締 役	長 沢 隆	商品部、購買部、店舗システム部および人事部担当
取 締 役	田 中 公 博	営業本部長およびインフォメーションテクノロジー部担当
取 締 役 (監査等委員)	鈴 木 邦 明	公認会計士鈴木邦明事務所所長、公認会計士 株式会社イーサーブ代表取締役 株式会社アドウェイズ監査役
取 締 役 (監査等委員)	池 田 隆 行	池田隆行法律事務所所長、弁護士
取 締 役 (監査等委員)	梅 木 利 泰	日野総合会計事務所所長、公認会計士 株式会社日野ビジネスコンサルティング代表取締役

- (注) 1. 平成27年6月26日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しております。
2. 取締役(監査等委員) 鈴木邦明氏、池田隆行氏および梅木利泰氏は、社外取締役であります。
3. 取締役(監査等委員) 鈴木邦明氏および梅木利泰氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 平成28年4月1日付で、次のとおり当社における地位および担当を変更しております。

当社における地位	氏 名	担当
専 務 取 締 役	長 沢 隆	人事部担当
常 務 取 締 役	田 中 公 博	第2営業本部長ならびに第1営業本部、営業サポート部および インフォメーションテクノロジー部担当

5. 監査役安井義昭氏は、平成27年6月26日付をもって、任期満了により退任いたしました。
6. 当社は、取締役(監査等委員) 鈴木邦明氏、池田隆行氏および梅木利泰氏を株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
7. 当社は、内部統制システムを活用した監査を行うという監査等委員会の制度趣旨から、常勤の監査等委員を選定しておりません。なお、監査等委員会の事務局を総務部に設置し、同委員会の職務の補助にあたらせております。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当該契約は、締結しておりません。

### (3) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役(監査等委員を除く)	4名	120百万円	(うち社外取締役	1名	1百万円)
取締役(監査等委員)	3名	9百万円	(うち社外取締役	3名	9百万円)
監査役	3名	4百万円	(うち社外監査役	3名	4百万円)
合計	10名	133百万円	(うち社外役員	4名	14百万円)

- (注) 1. 上記には当事業年度に退任した監査役3名を含んでおります。なお、当社は、平成27年6月26日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。
2. 上記報酬等の額には、平成24年6月28日開催の株主総会および取締役会決議ならびに平成27年6月26日開催の取締役会決議により、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額(取締役4百万円(うち社外取締役1百万円)、監査役0百万円)を含んでおります。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職内容
取 締 役 (監査等委員)	鈴木邦明	公認会計士鈴木邦明事務所	所 長
		株式会社イーサーブ	代 表 取 締 役
取 締 役 (監査等委員)	池田隆行	池田隆行法律事務所	所 長
取 締 役 (監査等委員)	梅木利泰	日野総合会計事務所	所 長
		株式会社日野ビジネスコンサルティング	代 表 取 締 役

- (注) 1. 取締役鈴木邦明氏の兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。
2. 取締役池田隆行氏の兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。
3. 取締役梅木利泰氏の兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役 (監査等委員)	鈴木邦明	監査等委員就任以降、当事業年度における取締役会に13回中13回、監査等委員会14回のうち14回出席し、公認会計士としての高い見識から議案審議等に必要発言を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	池田隆行	監査等委員就任以降、当事業年度における取締役会に13回中13回、監査等委員会14回のうち14回出席し、弁護士としての高い見識から議案審議等に必要発言を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	梅木利泰	監査等委員就任以降、当事業年度における取締役会に13回中13回、監査等委員会14回のうち14回出席し、公認会計士としての高い見識から議案審議等に必要発言を適宜行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 45百万円

② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 61百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「財務デューデリジェンス業務」等を委託し、その対価を支払っております。
4. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しており、会計監査人に悪意または重大な過失があった場合を除き、受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、または受け取るべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額をもって、当社に対する損害賠償責任の限度としております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

その他業務の適正を確保する体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制について、当社取締役会で決議している内容の概要および当該体制の運用状況の概要は、それぞれ次のとおりであります。

### 【取締役会決議の内容の概要】

(1) 職務執行の基本方針

当社グループ（当社および当社子会社をいう。）は、次の経営理念を掲げ、すべての取締役および使用人（一般従業員、契約社員、嘱託社員、パートナー社員、エリア社員、派遣社員その他当社グループの業務に従事するすべての者をいう。）が、職務を執行するにあたっての基本方針とする。

【経営理念】すべては、お客様のよろこびのために。

当社グループは、この経営理念に基づき、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが経営上の重要な責務であると認識し、以下のとおり内部統制システムに関する基本方針を定める。また、今後とも内外環境の変化等に応じ、柔軟にこれを見直し、有効かつ適切な構築および運用に努める。

(2) 内部統制システムに関する基本方針

- ① 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - a 当社の取締役会は、原則として月1回、かつ、必要に応じて随時開催し、法令、定款および取締役会規程その他の社内規程に従い重要な業務執行を決定するとともに取締役の職務の執行を監督する。
  - b 当社の監査等委員会は、独立した立場で業務執行取締役の職務の執行を監査する。
  - c 当社は、代表取締役社長に直属する部門として、内部監査室を設置する。内部監査室は、当社グループの内部統制の適切性および有効性を経営方針に照らして、独立した立場で検証および評価し、その結果に基づく改善提案を通じて、経営の健全性および効率性の向上に資する。
  - d 当社グループの取締役および使用人は、『企業倫理憲章』および『トリドール行動基準』を基に行動し、コンプライアンス体制の維持、向上を図る。
  - e 当社は、法令および定款等に違反する行為を当社グループの取締役および使用人が発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築する。
  - f 当社グループは、反社会的勢力に対し毅然とした態度で臨み、不当な要求には決して応じず、警察当局との連携をとり、断固としてこれを拒絶する。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- a 当社の取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、取締役の職務の執行に係る重要な情報・文書（電子化情報を含む。以下同じ。）は、文書管理規程その他社内規程の定めるところに従い、適切に保存および管理（廃棄を含む。）する。
  - b 当社の監査等委員会が求めたときは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、いつでも当該文書を閲覧に供する。
  - c 当社の取締役は、法令および金融商品取引所の諸規則等に従い、開示すべき情報を適時かつ適正に開示する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a 当社は、当社グループの平常時における業務執行に係るリスクをトータルに認識・評価し適切なリスク対応を行うためにリスクマネジメント規程を定め、グループ全体のリスク管理体制を整備する。
  - b 当社は、当社グループのリスク管理の実効性を確保するため代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、グループ全体のリスクを評価検討し、リスク管理推進に関わる課題や対応策を協議し承認する。
  - c 当社は、有事の際の迅速かつ適切な対応に備え、危機管理規程を定め、損失の最小化、損害の復旧および再発防止のためのグループ全体の危機管理体制を整備する。
  - d 当社は、各部門、各店舗および各子会社において、経営の内外の環境変化や、法令定款違反その他の事由に基づく損失の危険が発見された場合には、発見された危険の内容およびそれがもたらす損失の程度等について直ちに当社の担当部門に報告される体制を構築するとともに、その重大性に応じて担当部門を管掌する取締役が速やかに取締役会に報告する。
  - e 当社は、食品を扱う企業として食品の衛生管理は何よりも優先される事項と認識し、全社横断的な委員会である食品衛生管理委員会を設置し、平時の食品衛生管理を徹底するとともに、万が一問題が発生したときは直ちに適切な対応を行う。

- ④ 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a 当社は、当社グループの中長期経営計画を策定し、グループ全体の経営の目標を設定する。また、中長期経営計画は、経営を取り巻く内外の環境の変化に柔軟に対応すべく毎年度見直しを行う。
  - b 当社グループの各年度の予算は、中長期経営計画とリンクして策定され、当社の事業部門別および各子会社別の予算管理と月例の業績報告により適切な対策を講じる。
  - c 当社の取締役会に付議すべき事項は、取締役会規程において定め、付議にあたっては、経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全取締役 に配布される体制を整備する。
  - d 当社は、日常の業務遂行に際しては、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等に基づき権限の委譲を行い、また当社子会社の取締役会等で定期的に業務方針を共有することで、当社グループの各レベルの責任者が意思決定ルールに則り関連部門と連携して適切かつ効率的に業務を遂行するとともに、重要な情報が適時かつ適切に関係者に伝達される仕組みを整備する。
- ⑤ 当社および子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a 当社は、子会社管理の主管部門を当社の経営企画室と定め、当社グループの中長期経営計画のもと、各子会社の自主的かつ機動的な運営を尊重しつつグループ全体で緊密な連携を保持することにより、企業集団としての事業発展および経営効率の向上を図る。
  - b 当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社の重要事項につき事前協議および承認を義務付けるとともに、子会社の取締役から子会社の営業成績、財務状況その他の重要な事項につき定期的に報告を受ける。
  - c 当社の内部監査室は、内部監査規程に基づき、必要に応じて子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
- ⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項
- 監査等委員会の職務は、当社の総務部の使用人がこれを補助する。
- ⑦ 前項の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a 監査等委員会の職務を補助する総務部の使用人の任命、異動および評価については、監査等委員会の事前の同意を必要とする。
  - b 同使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行し、当該職務以外の業務を指示された場合にあっても監査等委員会の指示事項を優先して処理する。

- ⑧ 当社および当社子会社の取締役および使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制
- a 監査等委員会は、取締役会その他の重要な会議を通じ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人から重要事項の報告を受ける。そのほか、当社グループの取締役および使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、監査等委員会の要請に応じて必要な報告および情報提供を行う。
  - b 当社グループの取締役および使用人は、当社グループに著しい影響を及ぼす事実が発生し、または発生する恐れがあることを発見したときは、監査等委員会に速やかに報告する。
- ⑨ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査等委員会に前項の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。
- ⑩ 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員がその職務の執行について当社に対し費用の前払い等の請求をした際には、当該請求に係る費用または債務が当該職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑪ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a 監査等委員は、取締役会その他の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
  - b 監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合をもって意見交換を行うほか、必要に応じて他の取締役、当社子会社の監査役（またはこれらに相当する者）、内部監査室長または会計監査人とも情報交換を行い十分なコミュニケーションを図る。
  - c 監査等委員会を原則として月1回、かつ、必要に応じて随時開催し、法令、定款および監査等委員会規程その他の社内規程に従い重要事項について協議する。



## 【運用状況の概要】

- ① 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
取締役会は当期17回開催し、重要な業務執行を決定するとともに取締役から職務の執行の状況につき報告を受けました。また、監査等委員会は当期14回開催し、業務執行取締役の職務の執行を監査しました。  
内部監査室は、期初に決定した監査の方針および計画に従って監査を行い、改善提案を関係部署にフィードバックするとともに、取締役に結果を報告しています。また、内部通報窓口として内部通報を受け付け、適切に対応しました。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
取締役会その他の重要な会議では、適切に議事録を作成、保管しております。また、開示すべき情報については、機関決定があり次第、適時に開示しております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
リスクマネジメント委員会は当期2回開催し、社外取締役3名も参加してグループ全体のリスクを評価検討し、課題や対応策を協議、決定しました。
- ④ 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は、期初に中期経営計画を策定し、またこれにリンクした予算を策定するとともに、期中で予算および業績を管理し、適切な対策を講じています。  
取締役会開催にあたっては、開催日の3営業日前に発せられる招集通知に議題を合わせて記載するとともに、各議案に係る資料を遅くとも1営業日前の営業時間中には配布するようにしております。
- ⑤ 当社および子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社は、当社子会社と定期的に会議を開催し、子会社の重要事項につき適宜報告を受けています。  
内部監査室は、必要な範囲で子会社の内部監査を実施しました。
- ⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項  
監査等委員会の事務局を総務部に設置し、監査等委員会の職務の補助にあたらせています。
- ⑦ 前項の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査等委員会の職務を補助する総務部の使用人の異動および評価については、監査等委員会の事前の同意を得た上で行っております。
- ⑧ 当社および当社子会社の取締役および使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制  
監査等委員は、監査等委員会、取締役会その他の重要な会議を通じ、業務執行取締役、部門長等から重要事項の報告を受けています。



- ⑨ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報をした者が当該通報をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことは、社内で周知しております。

- ⑩ 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員からその職務の執行について費用の償還等の請求を受けた際には、速やかに当該費用を処理しております。

- ⑪ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員3名は、当期取締役会およびリスクマネジメント委員会に全回出席し、意見を述べました。また、業務執行取締役と定期的に会合をもって意見交換を行ったほか、内部監査室長および会計監査人とも定期的に情報交換を行いました。

## (2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様に適正な利益還元を行うことは、企業目的の重要な課題であると考えており、グループの成長のために必要な投資を行うため内部留保の充実を図りながら、業績に応じた安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

当期につきましては、平成28年5月12日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の処分に関する決議をいたしました。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類

金銭

- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 24円00銭

総額 1,039,355,784円

- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年6月13日

---

(注) 本事業報告に記載しております数値は、四捨五入により表示しております。

# 連結財政状態計算書

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>13,680</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>15,804</b>
現金及び現金同等物	10,094	営業債務及びその他の債務	5,642
営業債権及びその他の債権	2,183	短期借入金	25
棚卸資産	265	1年以内返済予定の長期借入金	5,055
その他の流動資産	1,138	リース債務	246
<b>非流動資産</b>	<b>44,113</b>	未払法人所得税	2,072
有形固定資産	24,216	引当金	432
無形資産及びのれん	4,066	その他の流動負債	2,331
持分法で会計処理されている投資	2,483	<b>非流動負債</b>	<b>11,117</b>
その他の金融資産	10,144	長期借入金	5,385
繰延税金資産	1,824	リース債務	3,902
その他の非流動資産	1,380	引当金	1,097
		繰延税金負債	689
		その他の非流動負債	43
		<b>負債合計</b>	<b>26,921</b>
		<b>資 本 の 部</b>	
		親会社の所有者に帰属する持分	29,989
		資 本 金	3,907
		資 本 剰 余 金	3,947
		利 益 剰 余 金	21,219
		自 己 株 式	△0
		その他の資本の構成要素	916
		非支配持分	883
		<b>資本合計</b>	<b>30,872</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>57,793</b>	<b>負債及び資本合計</b>	<b>57,793</b>

# 連結純損益計算書

(平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上収益	95,587
売上原価	△24,105
売上総利益	71,482
販売費及び一般管理費	△62,347
減損損失	△905
その他の営業収益	860
その他の営業費用	△357
営業利益	8,733
金融収益	155
金融費用	△766
持分法による投資損益	△5
税引前利益	8,117
法人所得税費用	△2,875
当期利益	5,242
(内訳)	
親会社の所有者に帰属する当期利益	5,212
非支配持分に帰属する当期利益	30

# 連結持分変動計算書

(平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素 在外営業活動体の換算差額
当期首残高	3,790	3,830	16,435	△0	993
当期変動額					
当期利益			5,212		
その他の包括利益					△322
当期包括利益合計	—	—	5,212	—	△322
新株の発行 (新株予約権の行使)	117	117			
株式報酬取引					
配当			△432		
連結範囲の変動					△9
所有者との 取引額等合計	117	117	△432	—	△9
その他の資本の 構成要素から 利益剰余金への振替			4		
当期末残高	3,907	3,947	21,219	△0	662

	親会社の所有者に帰属する持分			非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素		合計		
	新株予約権	合計			
当期首残高	254	1,247	25,302	57	25,359
当期変動額					
当期利益		—	5,212	30	5,242
その他の包括利益		△322	△322	△36	△359
当期包括利益合計	—	△322	4,889	△6	4,883
新株の発行 (新株予約権の行使)	△73	△73	161		161
株式報酬取引	77	77	77		77
配当		—	△432	△13	△445
連結範囲の変動		△9	△9	845	836
所有者との 取引額等合計	4	△5	△203	832	629
その他の資本の 構成要素から 利益剰余金への振替	△4	△4	—		—
当期末残高	254	916	29,989	883	30,872

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>13,389</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>15,033</b>
現 金 及 び 預 金	8,583	買 掛 金	2,172
営 業 未 収 入 金	1,283	1年内返済予定の長期借入金	5,055
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	296	リ ー ス 債 務	194
前 払 費 用	796	未 払 金	1,902
繰 延 税 金 資 産	538	未 払 費 用	2,022
そ の 他	1,907	未 払 法 人 税 等	1,932
貸 倒 引 当 金	△13	未 払 消 費 税 等	672
<b>固 定 資 産</b>	<b>40,212</b>	賞 与 引 当 金	312
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>19,713</b>	店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金	105
建 物	13,980	設 備 関 係 未 払 金	428
構 築 物	1,134	そ の 他	237
工 具 器 具 及 び 備 品	1,502	<b>固 定 負 債</b>	<b>10,064</b>
リ ー ス 資 産	2,805	長 期 借 入 金	5,385
建 設 仮 勘 定	292	リ ー ス 債 務	3,538
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>230</b>	リ ー ス 資 産 減 損 勘 定	46
ソ フ ト ウ ェ ア	216	資 産 除 去 債 務	1,078
電 話 加 入 権	2	そ の 他	17
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	12	<b>負 債 合 計</b>	<b>25,096</b>
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>20,269</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
関 係 会 社 株 式	6,489	<b>株 主 資 本</b>	<b>28,251</b>
関 係 会 社 出 資 金	1	資 本 金	3,927
長 期 貸 付 金	1,846	資 本 剰 余 金	3,985
長 期 前 払 費 用	872	資 本 準 備 金	3,985
敷 金 ・ 保 証 金	4,603	利 益 剰 余 金	20,338
建 設 協 力 金	5,201	利 益 準 備 金	8
繰 延 税 金 資 産	2,031	そ の 他 利 益 剰 余 金	20,331
そ の 他	39	別 途 積 立 金	13,379
貸 倒 引 当 金	△812	繰 越 利 益 剰 余 金	6,952
<b>資 産 合 計</b>	<b>53,601</b>	<b>自 己 株 式</b>	<b>△0</b>
		新 株 予 約 権	254
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>28,505</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>53,601</b>

# 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売 上 高		89,611
売 上 原 価		22,435
売 上 総 利 益		67,176
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		57,291
営 業 利 益		9,886
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	142	
そ の 他	187	329
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	294	
為 替 差 損	231	
そ の 他	191	717
経 常 利 益		9,498
特 別 利 益		
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 戻 入 益	55	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 戻 入 益	33	
新 株 予 約 権 戻 入 益	4	
収 用 補 償 金	7	
そ の 他	1	99
特 別 損 失		
減 損 損 失	676	
店 舗 閉 鎖 損 失	68	
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額	40	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	185	970
税 引 前 当 期 純 利 益		8,628
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,152	
法 人 税 等 調 整 額	8	3,160
当 期 純 利 益		5,467

# 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計			
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	別 途 積 立 金		繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	3,811	3,868	3,868	8	11,879	3,416	15,302	△0	22,981	
当 期 変 動 額										
新 株 の 発 行	117	117	117						234	
剰 余 金 の 配 当						△432	△432		△432	
別 途 積 立 金 の 積 立					1,500	△1,500	—		—	
当 期 純 利 益						5,467	5,467		5,467	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										
当 期 変 動 額 合 計	117	117	117	—	1,500	3,536	5,036	—	5,269	
当 期 末 残 高	3,927	3,985	3,985	8	13,379	6,952	20,338	△0	28,251	

	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	254	23,236
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		234
剰 余 金 の 配 当		△432
別 途 積 立 金 の 積 立		—
当 期 純 利 益		5,467
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	0	0
当 期 変 動 額 合 計	0	5,270
当 期 末 残 高	254	28,505



# [連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本]

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

株式会社トリドール  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 基 博 ㊤  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 三 井 孝 晃 ㊤  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トリドールの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社トリドール及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# [会計監査人の監査報告書謄本]

## 独立監査人の監査報告書

平成28年 5月20日

株式会社トリドール  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 基 博 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 三 井 孝 晃 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トリドールの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年4月12日開催の取締役会において、持株会社体制に移行するため会社分割を行うことを決議し、同日吸収分割契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 〔監査等委員会の監査報告書謄本〕

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、コーポレートガバナンス・コードの適用状況を重点項目とし、会社の内部監査部門との連携の上、リスクマネジメント委員会等重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示していると認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月20日

株式会社トリドール 監査等委員会

監査等委員 鈴木 邦 明 ㊟

監査等委員 池 田 隆 行 ㊟

監査等委員 梅 木 利 泰 ㊟

(注) 監査等委員 鈴木 邦明、監査等委員 池田 隆行、監査等委員 梅木 利泰は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

(1) 当社は、経営の効率化を図り、また市場環境の変化に柔軟に対応できる体制を構築するため、持株会社体制に移行することを平成28年3月15日開催の取締役会で決議いたしました。平成28年4月12日開催の取締役会で承認された吸収分割契約に基づき、平成28年10月1日をもって当社100%子会社の株式会社トリドール分割準備会社(同日付で「株式会社トリドール」に商号変更予定。)に当社の日本国内における店舗運営事業(本社・本部管理部門機能を除く。)を会社分割(吸収分割)により承継いたします。当該持株会社体制移行に向けて、現行定款第1条(商号)および第2条(目的)を変更するものであります。

なお、本吸収分割は会社法第784条第2項に規定される簡易分割に該当するため、本吸収分割に係る分割契約については、取締役会の承認をもって行っております。

(2) 会社の事業拡大に合わせて現行定款第2条(目的)の一部を変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は吸収分割契約の効力発生日である平成28年10月1日をもって効力が発生するものとします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(商 号) 第1条 当社は、 <u>株式会社トリドール</u> と称し、英文では、 <u>Toridoll.corporation</u> と表示する。	(商 号) 第1条 当社は、 <u>株式会社トリドールホールディングス</u> と称し、英文では、 <u>TORIDOLL Holdings Corporation</u> と表示する。
(目 的) 第2条 当社は、 <u>次の事業を営むことを目的とする。</u>	(目 的) 第2条 当社は、 <u>次の各号に掲げる事業を営む会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)</u> その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、 <u>当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。</u>



第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社株式数
1	あわ 粟 た たか や 田 貴 也 (昭和36年10月28日生)	昭和60年8月 自営業（トリドール三番館開業） 平成2年6月 有限会社トリドールコーポレーション設立、 代表取締役社長 平成7年10月 株式会社トリドールへ組織変更、代表取締役 社長（現任）	13,782,000株
2	なが さわ たかし 長 沢 隆 (昭和27年7月2日生)	昭和53年7月 株式会社すかいらく入社 平成3年7月 株式会社レステム総務部長 (株式会社すかいらくからの出向) 平成4年9月 株式会社フロジャポン取締役 平成7年6月 株式会社ビルディ事業部長 平成12年1月 同社常務取締役 平成15年4月 当社入社 平成15年6月 当社専務取締役業態企画開発部長 平成19年10月 当社専務取締役（現任） (当社における担当) 人事部担当	254,600株
3	た なか きみ ひろ 田 中 公 博 (昭和45年7月10日生)	平成7年4月 東拓工業株式会社入社 平成17年1月 山田ビジネスコンサルティング株式会社入社 平成20年4月 株式会社サンマルクホールディングス入社 平成20年9月 株式会社サンマルクカフェ出向 平成21年4月 同社取締役執行担当 平成22年6月 同社常務取締役 平成23年4月 当社入社 平成23年7月 当社営業本部長 平成24年6月 当社取締役営業本部長 平成28年4月 当社常務取締役第2営業本部長（現任） (当社における担当) 第2営業本部長ならびに第1営業本部、営業サポート部およびインフォメーションテクノロジー一部担当	1,000株

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。



2. (1) 栗田貴也氏を取締役候補者とした理由は、同氏が当社の創業以来一貫して当社の経営に携わり当社事業を熟知しているほか、迅速かつ確かな意思決定能力および適切なリスク管理能力を有しており、今後の当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に欠かせないものと判断したためであります。
- (2) 長沢隆氏を取締役候補者とした理由は、同氏が長年にわたり外食業界に従事し豊富な経験と知見を有している上、当社入社後はその経験と知見を活かして当社の業績拡大に大きく貢献しており、引き続きその能力が当社の経営に欠かせないものと判断したためであります。
- (3) 田中公博氏を取締役候補者とした理由は、同氏が外食業等の経営に関する経験と知見を有している上、当社入社後はその経験と知見を活かして営業実績を上げており、引き続きその能力が当社の経営に欠かせないものと判断したためであります。

### 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	候補者の有する当社株式数
梅田浩章 (昭和41年12月13日生)	平成6年10月 朝日監査法人(現、有限責任 あずさ監査法人) 入社 平成10年4月 公認会計士登録 平成16年8月 梅田浩章公認会計士事務所所長(現任) 平成16年9月 税理士登録 平成25年4月 株式会社イーサーブ代表取締役(現任) (重要な兼職の状況) 梅田浩章公認会計士事務所所長 株式会社イーサーブ代表取締役 滋賀県米原市代表監査委員 不二精機株式会社社外監査役	一株

- (注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者梅田浩章氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 梅田浩章氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 梅田浩章氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、同氏が、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を有しておられることから、社外取締役就任後、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。
4. 当社は、梅田浩章氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏を株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上



# 株主総会 会場ご案内図

**会場** 神戸ポートピアホテル 本館地下1階「偕楽の間」  
神戸市中央区港島中町六丁目10番1号  
TEL 078-302-1111

**最寄駅** 神戸新交通ポートライナー「市民広場駅」下車徒歩3分

